

問 2

<p><納税義務の取扱い></p>
<p>について</p>
<p>1 課税事業者選択届出書を提出した事業者は、課税事業者の選択が適用されることとなった課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合（事業を開始した日の属する課税期間その他の一定の課税期間において、課税事業者選択届出書の提出前に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合を含む。）には、課税事業者選択不適用届出書の届出の制限にかかわらず、事業を廃止した場合を除き、その課税仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、課税事業者選択不適用届出書を提出することができない。</p>
<p>2 上記1により、その調整対象固定資産の課税仕入れの日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までは、納税義務は免除されない。</p>
<p>について</p>
<p>1 その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人その他一定のものを除く。）のうち、その事業年度開始の日における資本金の額が1,000万円以上である法人（「新設法人」という。以下同じ。）が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合には、その課税仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間及び課税事業者選択届出書の提出により、又は新設合併若しくは分割等があった場合の納税義務の免除の特例により納税義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。</p>
<p>2 上記1により、その調整対象固定資産の課税仕入れの日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までは、納税義務は免除されない。</p>
<p><簡易課税制度の取扱い></p>
<p>1 簡易課税制度の適用を受けようとする事業者は、次に掲げる場合に該当するときは、調整対象固定資産の課税仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、簡易課税制度選択届出書を提出することができない。</p> <p>ただし、その事業者が事業を開始した日の属する課税期間その他の一定の課税期間から簡易課税制度の適用を受けようとする場合にその届出書を提出するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合の課税事業者選択不適用届出書についての届出の制限を受ける場合</p> <p>(2) 新設法人がその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合</p>
<p>2 上記1により、本問の 及び の場合には、その課税仕入れの日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、簡易課税制度を適用することができない。</p>

問 2 (続き)

< 売却等により処分した場合の取扱い >

その調整対象固定資産の課税仕入れを行った日から 2 年以内に売却等により処分した場合においても、上記の規定は適用されるため、その課税仕入れ等の日の属する課税期間の初日から 3 年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、課税事業者に該当し、簡易課税制度の適用を受けることはできない。

なお、課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整については、第 3 年度の課税期間の末日に保有している場合に対象となるため、2 年以内に売却等をしたときは、適用されない。

Z 61 F 【第二問】 答 案 用 紙

納税義務の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
基準期間における 課税売上高	121,121,374円	<p>〔納税義務の有無の判定〕(以下、単位：円)</p> <p>【前々事業年度】</p> <p>(1) 原則 基準期間なし</p> <p>(2) 特例 資本金8,000,000 < 10,000,000 納税義務なし</p> <p>【前事業年度】</p> <p>(1) 原則 基準期間なし</p> <p>(2) 特例</p> $(66,780,963 - 55,440,963) \times \frac{100}{105} = 10,800,000$ $\frac{10,800,000}{12} \times 12 = 10,800,000 > 10,000,000$ <p>資本金8,000,000 < 10,000,000</p> <p>平成22年4月1日～平成22年7月31日 納税義務なし 平成22年8月1日～平成23年3月31日 納税義務あり</p> <p>【当課税期間】</p> <p>(1) 原則</p> $26,733,465 - 25,000,065 = 1,733,400$ $\frac{1,733,400}{3} \times 12 = 6,933,600 < 10,000,000$ <p>(2) 特例</p> <p>6,933,600</p> $(イ) (188,334,444 - 55,941,234) \times \frac{100}{105} = 126,088,771$ $(ロ) (45,949,675 - 18,480,000) \times \frac{100}{105} = 26,161,595$ <p>(ハ) (イ) + (ロ) = 152,250,366</p> $+ \frac{6,933,600}{12+4} \times 12 = 121,121,374 > 10,000,000 \quad \text{納税義務あり}$

課税標準に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 標 準 額	581,912,000円	〔課税標準額の計算〕 $(486,787,707 + 24,339,385) + (3,840,000 + 192,000)$ $+ (60,000,000 + 3,000,000) + (4,977,560 + 248,878)$ $+ (10,800,000 + 540,000) + (14,100,250 + 705,012)$ $+ (139,800 + 6,990) + (1,267,200 + 63,360) = 611,008,142$ $611,008,142 \times \frac{100}{105} = 581,912,516$ 581,912,000(千円未満切捨)
課税標準額に 対する消費税額	23,276,480円	〔課税標準額に対する消費税額の計算〕 $581,912,000 \times 4\% = 23,276,480$

仕入れに係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 売 上 割 合	581,812,267円 <hr/> 1,120,831,849円	〔課税売上割合の計算〕 (1) 課税売上高 $581,912,516$ $(100,250 + 5,012) \times \frac{100}{105} = 100,249$ $- = 581,812,267$ (2) 非課税売上高 $90,800,000 + 395,069,980 + 1,007,835 + 51,360,000$ $+ (49,414 + 9,265 + 3,088) + 720,000 = 539,019,582$ (3) $\frac{(1)}{(1) + (2)} = \frac{581,812,267}{1,120,831,849}$ 51.9% < 95% 按分計算が必要

仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
控除対象仕入税額	20,688,097円	<p>〔課税仕入れ等の税額の合計額の計算〕</p> <p>(1) 区分経理及び税額</p> <p>課税資産の譲渡等により要するもの</p> <p>(イ) 課税仕入れに係る消費税額</p> $(415,191,961 + 20,759,598 - 13,000,000 - 650,000 + 23,100,000) + (8,831,414 + 441,570) + (2,633,033 + 131,651) = 457,439,227$ $457,439,227 \times \frac{4}{105} = 17,426,256$ <p>(ロ) 課税仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額</p> $(282,732 + 14,136) \times \frac{4}{105} = 11,309$ <p>(ハ) (イ) - (ロ) = 17,414,947</p> <p>その他の資産の譲渡等により要するもの</p> <p>(イ) 課税仕入れに係る消費税額</p> $(4,600,000 + 230,000) + (761,600 + 10,000 - 561,600) = 5,040,000$ $5,040,000 \times \frac{4}{105} = 192,000$ <p>(ロ) 課税仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額</p> $(64,286 + 3,214) \times \frac{4}{105} = 2,571$ <p>(ハ) (イ) - (ロ) = 189,429</p> <p>共通して要するもの</p> <p>(イ) 課税仕入れに係る消費税額</p> $(43,908,986 + 2,195,449) + 6,639,520 + (1,778,000 + 88,900) + 5,250 + (220,800 + 11,040) + 120,000 + (76,500 + 3,825) + (2,545,765 + 127,288) + (1,637,464 + 81,872) + 47,250 + (523,200 - 19,200) + (1,215,519 + 60,775) + (3,600,000 + 180,000) + (8,500,000 + 425,000) + (199,530 + 9,226 - 15,000)$

仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
		$+ (15,178,259 + 758,913) + (1,155,610 + 57,748)$ $+ (6,613,932 + 330,696) + (2,283,700 + 25,000 - 1,783,700)$ $+ (24,000 + 1,200) + (133,000 + 6,650) + 10,000$ $+ (23,082,589 + 1,154,129) + 26,953,404$ $+ (9,500,000 + 475,000) + (7,350,000 + 367,500)$ $= 167,844,589$ $167,844,589 \times \frac{4}{105} = 6,394,079$
		(ロ) 課税仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額 $(2,213,050 + 110,652) \times \frac{4}{105} = 88,521$
		(ハ) (イ) - (ロ) = 6,305,558 合計
		(イ) 課税仕入れに係る消費税額 $457,439,227 + 5,040,000 + 167,844,589 = 630,323,816$ $630,323,816 \times \frac{4}{105} = 24,012,335$
		(ハ) 課税仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額 $(282,732 + 14,136) + (64,286 + 3,214) + (2,213,050 + 110,652) = 2,688,070$ $2,688,070 \times \frac{4}{105} = 102,402$
		(ホ) (イ) - (ロ) = 23,909,933
		(2) 個別対応方式 $(1) + (1) \times \frac{581,812,267}{1,120,831,849} = 20,688,097$
		(3) 一括比例配分方式 $(1) \times \frac{581,812,267}{1,120,831,849} = 12,411,399$
		(4) (2) > (3) 20,688,097

仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
		〔調整対象固定資産に係る控除税額の調整の計算等〕
		(1) 調整対象固定資産の判定
		事務機
		$(2,592,000 + 129,600) \times \frac{100}{105} = 2,592,000$ 1,000,000
		該当する
		テナントビル
		$123,000,000 \times \frac{100}{105} = 117,142,857$ 1,000,000
		該当する
		電気設備等(テナントビル)
		$5,865,000 \times \frac{100}{105} = 5,585,714$ 1,000,000
		該当する
		エアコン(テナントビル)
		$5,000,000 \div 14台 \times \frac{100}{105} = 340,135 < 1,000,000$
		該当しない
		(注1) テナントビル及び電気設備等(テナントビル)は、比例配分 法により計算されていないため、適用なし。
		(注2) 広告用看板は、免税期間中の仕入れのため、適用なし。

仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>(2) 著しい変動</p> <p>著しい変動の判定</p> <p>(1) 乙社 平成21年4月1日～平成22年3月31日(仕入れ時の課税売上割合)</p> <p>イ 課税売上高 126,088,771</p> <p>ロ 非課税売上高 55,941,234</p> <p>ハ $\frac{\text{イ}}{\text{イ} + \text{ロ}} = \frac{126,088,771}{182,030,005} = 69.2\%$</p> <p>(ロ) 乙社 平成22年4月1日～平成22年7月31日</p> <p>イ 課税売上高 26,161,595</p> <p>ロ 非課税売上高 18,480,000</p> <p>ハ $\frac{\text{イ}}{\text{イ} + \text{ロ}} = \frac{26,161,595}{44,641,595}$</p> <p>(二) 甲社 平成22年8月1日～平成23年3月31日</p> <p>イ 課税売上高 $(305,708,147 - 147,383,927) \times \frac{100}{105} = 150,784,971$</p> <p>ロ 非課税売上高 147,383,927</p> <p>ハ $\frac{\text{イ}}{\text{イ} + \text{ロ}} = \frac{150,784,971}{298,168,898}$</p> <p>(ホ) 通算課税売上割合</p> $\frac{126,088,771 + 26,161,595 + 150,784,971 + 581,812,267}{182,030,005 + 44,641,595 + 298,168,898 + 1,120,831,849}$ $= \frac{884,847,604}{1,645,672,347} = 53.7\%$

仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
		(ハ) 判定 イ 変動差 $69.2\% - 53.7\% = 15.5\% \quad 5\%$ ロ 変動率 $\frac{15.5\%}{69.2\%} = 22.3\% < 50\%$ 著しい変動に該当しない
		[控除対象仕入税額の計算]
売上げの返還等対 価に係る税額	4,009円	[売上げの返還等対価に係る税額の計算] $(100,250 + 5,012) \times \frac{4}{105} = 4,009$
貸倒れに係る税額	1,585円	[貸倒れに係る税額の計算] $(39,639 + 1,981) \times \frac{4}{105} = 1,585$
控 除 税 額	20,693,691円	[控除税額小計] $20,688,097 + 4,009 + 1,585 = 20,693,691$

差引税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差 引 税 額	2,582,700円	〔差引税額又は控除不足還付税額の計算〕 $23,276,480 - 20,693,691 = 2,582,789$ 2,582,700(百円未満切捨)

中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中 間 納 付 税 額	1,819,900円	〔中間納付税額の計算〕 (1) 一月中間申告 $\frac{3,600,000}{12} + \frac{400,000}{4} \times \frac{4}{12} = 333,333$ 4,000,000 適用なし (2) 三月中間申告 $\frac{3,600,000}{12} \times 3 + \frac{400,000}{4} \times \frac{4}{12} \times 3 = 999,999$ 1,000,000 適用なし (3) 六月中間申告 $\frac{3,600,000}{12} \times 6 + \frac{120,000}{12} \times \frac{4}{12} \times 6 = 1,819,999 > 240,000$ 適用あり 1,819,900(百円未満切捨) (4) (1) + (2) + (3) = 1,819,900

納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納 付 税 額	762,800円	〔納付税額の計算〕 $2,582,700 - 1,819,900 = 762,800$